

いしかわ震災学習プログラム造成事業

業務委託仕様書

1 業務目的

令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨で発生した様々な自然の驚異や、災害発生時の防災・減災の行動、震災後の復興の取り組みについて学ぶことのできる震災学習プログラムを造成し、教育旅行等の誘致に取り組むことで、能登の震災からの復興と観光の復活を図る。

2 業務名

いしかわ震災学習プログラム造成事業業務

3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月6日（金）まで

4 委託内容

公益社団法人石川県観光連盟が令和6年度に制作した「能登復興の旅プログラム集」を参照し、下記（1）（2）の内容について委託する。

（1）モニターツアー（教育関係者、旅行会社）

i) 目的

教育関係者や旅行会社に学びのある修学旅行先として認識していただくため、能登で造成する震災学習プログラムを実際に視察していただき、教育旅行向けのプログラムとして磨き上げ・PRに取り組む。

ii) 実施時期

令和7年8月（教育関係者）、12月（旅行会社）

iii) 日数

各2泊3日

※ 首都圏及び関西圏～能登（2泊3日）～首都圏及び関西圏

※ 経費に関しては、首都圏及び関西圏と石川県との間の交通費、石川県内の移動費、宿泊費、昼食費、夕食費、参加者アンケート収集を含む事務雑費等、モニターツアー催行に要する一切の費用を想定

iv) 内容

- ・造成した各プログラムをめぐる行程とする。
- ・各プログラムにおいて、語り部からの案内などを端的に視察いただく。

v) 被招へい者

＜教育関係者＞首都圏及び関西圏の学校、関東地区公立中学校修学旅行委員会、近畿中学校長会修学旅行専門委員会等 計6名程度

＜旅行会社＞首都圏及び関西圏の旅行会社 計4名程度

※ 被招へい者については、委託者と協議の上、選定するものとする

(2) PRツール制作

i) 目的

主に本県の東日本および西日本誘客推進室が首都圏ならびに関西圏等の教育関係者や旅行会社に対して造成した各プログラムを営業する際のツールについて、制作する。

なお、各ツールは、単なるプログラム紹介に留まらず、探究学習や生徒の主体的な学び、SDGsや安全性などの観点から、本プログラムの価値を効果的に訴求する構成・デザインとする。

ii) 内容

①各プログラムを紹介する映像の制作。具体的には、自然の驚異、防災・減災、復興への取り組みの3テーマごとに、代表的な2プログラム程度を各プログラム20~30秒程度で動画で紹介し、他の各プログラムの概要や総合的な紹介と合わせて、全体で5分程度の内容とする。その他、以下のとおり。

a) 映像内容の企画

- 企画案及び製作進行スケジュール等については、委託者と綿密な打合せを重ね了承を得たうえで、委託者の意向を反映したものを製作すること。

b) 映像の構成及び演出

- 構成及び演出は、映像作品としての品質を左右する重要な事項である。視聴者が、分かりやすい作品となるように構成すること。構成については、絵コンテの制作を必須とし、委託者との打ち合わせを重ね、絵コンテを制作すること。

c) 映像の撮影

- モニターツアー催行時の、各プログラムの様子を撮影し、編集すること。但し、その他、追加で撮影する必要がある場合は、委託者と協議の上、別途撮影を行うこと。

d) 映像の収録

- 収録に必要な機材一式を手配すること。
- 必要な経費（交通費・宿泊費・雑費等）は本調達に含めるものとする。

e) 映像内容の編集

- いしかわ震災学習プログラム 全体で5分程度 × 1本
- 1本の映像で、各プログラムの内容が網羅的に理解できるように編集すること。

②各プログラムの情報を掲載したパンフレットの制作。具体的には、2プログラムで1ページと想定し、表紙、裏表紙、目次や総合的な紹介と合わせて、全体で16~20ページ程度の内容とする。

iii) 成果物

①動画については、インターネット配信に適したデータ形式（MPEG4、WMV、MOV等）にて保存された動画データ及びDVD等記録媒体にて、業務委託期間中に委託者の指示する先に納品するものとする。

②パンフレットについては、以下の仕様のとおり、業務委託期間中に委託者の指示する先に納品するものとする。なお、ウェブサイトへの掲載を想定し、PDF等のデータでも提出すること。

＜印刷方法＞フルカラー、オフセット印刷

＜規格＞A4版中綴じ両面刷

＜ページ数＞16～20ページ程度（表紙、裏表紙を含む）

＜紙質＞マットコート（62.5kg）（表紙、裏表紙、本文いずれも）

＜印刷部数＞1,000部

5 業務実施報告書の提出

委託業務が完了したときは、完了届並びに業務実施報告書を提出するものとする。様式は任意とする。

6 業務の履行その他特記事項

- (1) 関係法令を遵守し、本業務に当たること。
- (2) 秘密の保持や個人情報の保護等を行うこと。業務委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (3) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (4) 委託者の承諾なしに、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、著作権や肖像権等に十分注意するとともに、第三者が権利を有する著作物（映像、写真、音楽等）を使用する場合の費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る苦情等が発生した場合、速やかに委託者に報告するとともに、責任を持って対応すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担するものとする。
- (8) 本業務により発生する著作権等の知的財産については、全て委託者に帰属するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。